

特別養護老人ホーム わかば

利用契約書

【地域密着型介護老人福祉施設】

2025(令和7)年 11 月 1日

様 (以下「契約者」という。)と、社会福法人わかば会 (以下「事業者」という。)は、以下の条項に基づく表記契約を締結します。

この契約に定めない事項については、特別養護老人ホームわかば運営規定 (以下「運営規定」という。)によるものとします。

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法関係法令の趣旨に従い契約者に対して、この契約に定めるところにより地域密着型介護老人福祉施設である特別養護老人ホームわかばにおいて各種サービスを提供することとし、契約者はこれに対し、この契約に定めるところを承認、履行し、この契約に定める費用を事業者に支払うこととします。

(契約の期間)

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

契約の満了日の20日前までに、契約者又は契約者の身元引受人 (以下「身元引受人」という。)から事業者に対し契約終了の申し出がないとき、契約者の要介護認定の更新で要介護1から要介護5と認定されたときは、契約は更新されたものとします。

(介護保険給付対象サービス)

第3条 事業者は、施設サービス計画を立て、それに基づき介護保険対象サービスとして、利用者に対し入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

- 2 前項の費用の額は「重要事項説明書別紙料金表」に記載した通りとします。
- 3 事業者は、第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて身元引受人等に対してもわかりやすく説明するものとします。

(健康管理)

第4条 事業者は契約者の健康状態に留意しつつ嘱託医、看護職員による健康相談及び健康管理を実施し、契約者の健康保持のための必要な援助を行うものとします。

- 2 事業者は、契約者が罹患、負傷により治療を必要とするに至った場合に事業者の嘱託医、協力医療機関及び契約者の選択による医療機関等において必要な治療が受けられるよう医療機関との連絡・紹介・受診手続き・必要に応じての通院介助等の協力を行うものとします。

- 3 事業者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為は行わないものとします。
- 4 第2項の治療の必要性の判断は事業者の嘱託医が行うものとします。

(介護保険給付対象外サービス)

第5条 事業者は、契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供又は手配を行います。

- ① 特別な食事の提供
 - ② 利用者に対する理美容サービス
 - ③ 預かり金の管理
 - ④ 事業者が特別に定めるレクリエーション行事
 - ⑤ 事業者が提供する以外の物品あるいは食品等
- 2 前項のサービスの費用負担が必要なものについては、その利用料金は契約者が負担するものとします。
 - 3 事業者は、第1項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて利用者の身元引受人等に対してわかりやすく説明するものとします。

(食事)

第6条 事業者は管理栄養士を配置し、委託業者を通じて1日3食の食事を毎日契約者に提供するものとします。（契約者の身体の状態により、居室において食事を提供する場合があります）

- 2 契約者の医療を担当する医師の指示がある場合は、その指示により特別形態の食事を提供するものとします。

(機能の訓練等自立の支援)

第7条 契約者は、施設サービス計画により、事業者から機能の維持・回復訓練等自立の支援を受けることができます。

- 2 契約者又は身元引受人は、契約者の生活全般に関する諸課題について事業者に対し、援助を求めることができます。

(介護サービス費等の支払い)

第8条 契約者は、介護保険法及び関係法令の定める介護サービスに要する費用を事業者に支払うものとします。ただし、公費及び介護保険給付等で給付される費用は除きます。

また、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、費用全額を一旦支払うものとなりますが、要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻しされます。（償還払い）

- 2 契約者は、前項に定める費用のほか、第6条に定める介護保険給付外サービスの費用を事業者を支払うものとします。
- 3 前各項に定めるサービス費用は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末までに事業者が指定する方法で支払うものとする。
- 4 1ヶ月に満たない期間についての費用については、利用日数に基づいて計算した額とします。

(守秘義務)

第9条 契約者及び事業者は、誠意をもってこの契約に定める事項を履行するものとします。

また、事業者もしくはサービス従事者は、サービスを提供する上で知り得た契約者及び契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

(利用料金の変更)

- 第10条 契約者の要介護状態の区分に変更があった場合は、「重要事項説明書別紙料金表」に記載された額に変更することとします。
- 2 契約者の経済的事項の変化により、負担限度額等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
 - 3 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は当該介護保険給付対象外利用料金を相当な額に変更することができます。
 - 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
 - 5 利用料金の変更があった場合は、契約者に事前に通知するものとします。
 - 6 契約者は、利用料金の変更に同意できない場合には、本契約を解除することができるものとします。

第2章 設 備 の 利 用

(衛生保持)

- 第11条 事業者は、居室内の清掃、整理等、環境衛生の保持を心がけるものとします。

(居室への立ち入り)

- 第12条 事業者は、契約者の居室に立ち入る場合、契約者のプライバシー等の保護について可能な限り充分な配慮をするものとします。

(外出・外泊)

- 第13条 契約者が外出・外泊をする場合、契約者又は身元引受人は事業者に対しあらかじめその旨を届け出て事業者の承諾を得るものとします。

(居室の変更)

- 第14条 事業者は、契約者が心身の状況変化等により居室の変更を申し出た場合は、その申し出が妥当であると事業者が決めた場合に変更を行うものとします。
- 2 居室の変更等の判断は、保険者の要介護認定意見を踏まえ、事業者が嘱託医の意見を聞いて行うものとします。

第3章 利 用 上 の 注 意

(契約者の通知義務)

- 第15条 契約者又は身元引受人は、次の号のいずれかに該当するときはその旨を直ちに事業者に通知するものとします。

- ① 契約者又は身元引受人が氏名又は住所を変更した場合

- ② 契約者又は身元引受人が死亡したとき
- ③ 契約者が他の利用者の健康に重大な影響を及ぼす感染症に罹患したとき
- ④ その他契約者の生活上必要な事項

(原状回復の義務)

第16条 契約者は施設・設備及び居室について、契約者の責に基づき破損、破壊もしくは滅失したとき、又は居室の現状を変更し、もしくは事業者が無断で居室に工作を加えたときは、直ちに契約者の費用により現状回復するか、又は事業者が定める代価を支払うものとする。

(賠償責任)

第17条 天災、事変その他の不可抗力により契約者が受けた損害、災難については、事業者は一切の賠償責任を負わないものとします。

- 2 介護サービス提供上、不可抗力的に生じた損害、事故の補償については、契約者、事業者で協議することとします。ただし、事業者の故意又は過失による場合はこの限りではありません。
- 3 前項については、契約者又は身元引受人と事業者が誠意をもって協議するものとします。

(契約の終了)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了するものとします。

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定の更新で契約者の心身の状況が自立又は要支援と認定された場合
- ③ 契約者が養護老人ホーム等の措置施設又は他の介護施設への入所が決定した場合
- ④ 事業者が解散命令を受けた場合、又はやむを得ない事由により当該施設を閉鎖した場合
- ⑤ 施設の滅失や重大な破損によりサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥ 当該施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑦ 第19条、第20条及び第22条に基づきこの契約が解除された場合

(契約者からの契約解除)

第19条 契約者は、次の各号の該当する場合は、この契約を解除できるものとします。

- ① 契約者はこの契約の有効期間中、いつでも契約を解除することができます。解除には、契約者は解約を希望する7日前までに事業者へ通知するものとします。
- ② 事業者が正当な理由なくこの契約に定める施設サービスを実施しない場合
- ③ 事業者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者が故意又は過失により、契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は不信行為等この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第20条 事業者は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は30日間の予告期間において、この契約を解除することができます。

- ① 不正又は偽りの行為によって入所したとき

- ② 正当な理由なく利用料その他の支払うべき費用をしばしば滞納したとき
 - ③ 伝染性疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、その治療が必要であるとき
 - ④ 契約者の行動が他の入所者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、契約者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき
 - ⑤ 前各号のほか、契約者がこの契約に違反したとき
 - ⑥ 職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき
- 2 前項の規定により事業者がこの契約の解除を通告したときは、その予告期間満了後、契約の居室を遅滞なく事業者に明け渡すものとします。
 - 3 事業者は、契約者に対し第1項による契約の解除通告をするに先立って、必ず契約者及び身元引受人に契約解除の事由を説明するものとします。
 - 4 上記⑥により契約を解除する場合、事業者は居宅介護支援事業所または保険者である区市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じる。

(入院)

第21条 契約者が医療機関へ入院となったとき、その期間が概ね3ヶ月を超える見込みの場合は、厚生省令第39号第19条の規定により契約を解除できるものとします。

(財産の引き取り等)

第22条 事業者は、第19条による契約の終了後における契約者の所有物を善良なる管理者の注意をもって保管し、契約者及び身元引受人に連絡するものとします。

- 2 身元引受人は、前項の連絡を受けた場合、契約終了日の翌日から起算して30日以内に引き取るものとします。ただし、この期間は状況により双方協議の上、延長することができます。
- 3 前項による引き取り期限が過ぎてもなお残置された所有物については、契約者又は身元引受人、その他継承人が所有物を放棄したものとみなし、事業者において適宜処分することができるものとします。

第5章 身元引受人

(身元引受人)

第23条 契約者は、秋田県内又はその周辺（近県を含む）に居住する身元引受人を定めるものとします。ただし、やむを得ない事情により事業者が認めた場合はこの限りではないものとします。

- 2 前項の身元引受人は、この契約に基づく契約者の事業者に対する債務について、契約者と連携して、又は契約者に代わって履行の責めを負うとともに、次の各号に定める事項についても同様とします。
 - ① 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院申込等の措置並びに入院費用の支払い負担
 - ② 契約者が第21条第1項に定める事由により契約解除の通告を受けた場合、契約者の身柄の引

き取りまたは転居先の確保の措置

③ 契約者が死亡した場合、遺体の引き受け、慰留金品の処理その他必要な措置

④ 前各号のほか契約者の身上に関する必要な措置

(身元引受人の変更)

第24条 契約者は身元引受人が死亡もしくはその資格を喪失したときは、その旨を直ちに事業者に通知し、新たに身元引受人を立てるものとします。

第6章 そ の 他

(苦情の解決)

第25条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は身元引受人からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して、適切かつ迅速に解決を図るものとします。事業者は、契約者に対し、これについていかなる差別待遇もしないものとします。

(非常災害関係)

第26条 事業者は、事業実施中に天災その他災害が発生した場合、契約者の非難等適切な措置を講ずるものとします。

2 契約者は事業者が実施する防災計画に従い、事業者の防災計画に協力しなければならないものとします。

(緊急時対応)

第27条 事業者は、契約者の心身の異変その他緊急時対応を事態が生じたときは契約者に対して必要な措置を講ずるものとします。

(契約に定めない事項)

第28条 この契約及び運営規定に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、事業者及び契約者又は身元引受人が協議の上、誠意をもって処理するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、契約者の身元引受人、事業者が記名捺印した上、契約者、事業者それぞれ1通を保有管理します。

令和 年 月 日

契約者 (住所)

(氏名)
_____ 印

身元引受人 (住所)

(氏名)
_____ 印

事業者 (住所)
秋田県由利本荘市石脇字田尻野8番地3
(氏名)
社会福祉法人わかば会
理事長 池田 晃司 印

